

県立高等学校の卒業式におけるマスクの取扱い等について

		現在の本県の対応 (R4. 1. 31 教総第 878 号)	文部科学省通知 (R5. 2. 10 文科初第 2153 号)	今後の本県の対応 (案)	
基本的な考え方	生徒及び教職員	『新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について』(R4. 12. 8) におけるマスクの取扱い	・児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする	・文部科学省通知に同じ	
	来賓、保護者等		・来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要	・文部科学省通知に同じ	
生徒のマスク着用	入退場		・マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であり、人との距離(2m以上)や会話の有無により、メリハリをつけて着用する	・児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません	・文部科学省通知に同じ
	式辞等を聞く		・学校内における感染防止の観点から、屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、(略)マスクを着用する	・壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません	・文部科学省通知に同じ
	卒業証書授与		・屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない	・卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です	・文部科学省通知に同じ ・卒業証書を読み上げる時、校長はマスクを外して差し支えない
	送辞・答辞		・在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを書く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません	・文部科学省通知に同じ	
	国歌・校歌等の斉唱、合唱等(「呼びかけ」も含む)	・慎重に検討する。実施する場合は、対面を回避した配置で、マスクを着用し、前後方向の距離を確保(1mを目安)	・国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です	・文部科学省通知に同じ	
配席、参加人数の制限		・参加者の身体的距離が確保できる配席(1mを目安)とする。距離の確保が困難な場合は、在校生の参加回避や、生徒1名につき保護者等の参加は1名とするなどの対策をとる	・来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要	・文部科学省通知に同じ	
卒業式の前後の場面(学級活動、LHRの時間等)		・教室に児童生徒と保護者等が同時に滞在することは、十分な身体的距離が確保できない場合には回避する	—	・人との距離(2m以上)や会話の有無により、メリハリをつけてマスクを着用する ・教室に生徒と保護者等が同時に滞在することについては、現在の対応を継続する	
感染症対策		・基本的な感染症対策(マスクの着用、手指消毒等)を徹底する ・式典会場の感染症対策に万全を期し、コロナガードは履行の確認を徹底する	・卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じる	・文部科学省通知に同じ ・式典会場の感染症対策に万全を期し、コロナガードは履行の確認を徹底する(現在の対応を継続)	
発熱、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者		・健康チェックカードの項目に沿って健康状態を確認し、該当項目に一つでも当てはまる場合は参加しないことについて、周知徹底する	・発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する	・文部科学省通知に同じ ・健康チェックカードの項目に沿って健康状態を確認し、該当項目の一つでも当てはまる場合は参加しないことについて、周知徹底する(現在の対応を継続)	
マスクの着用を希望する生徒、マスクを着用できない生徒への対応		『新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について』(R4. 12. 8) ・様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切に配慮する	・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う	・文部科学省通知に同じ	
生徒、保護者への情報発信		・感染症防止対策や出席停止の扱いについて、事前に保護者等に周知し、理解を得る	・卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行う	・文部科学省通知に同じ	
式典予行		・式典予行は短時間とする。また、予行とあわせて実施する表彰等については、極力、全体では行わず簡易なものとする	—	・式典予行は短時間とする。また、予行とあわせて実施する表彰等については、極力、全体では行わず簡易なものとする(現在の対応を継続)	

- 特別支援学校： 上記の方針を踏まえ、柔軟に対応
- 市町村立学校(小・中・義)： 国・県の方針を踏まえ、地域や学校の実情に応じて判断